

タイ国における法制度の近代化

田 中 厚 彦

要 旨

タイ国は、19世紀の後半から20世紀の初めの時期に欧米列強による帝国主義的な侵略によって、その存亡の危機に直面していた。その端緒となったのは、1855年にイギリスと締結した友好通商条約を初めとして、その後多くの欧米諸国と同様の条約を結んだことにある。これらの条約によって、タイ国は欧米諸国に治外法権を与え、また輸入商品に対する関税自主権を喪失した、まさに不平等条約であった。その後のタイ国はこれらの条約を改正することが悲願となり、特に治外法権の回復のためには法制度を西欧の法の原理、法制度に則って近代化することが国是となった。本稿では、初めに近代化以前の時代における法制度を概観した。次に、法制度の近代化を司法行政組織、法典の編纂、法学教育及び裁判所の組織・構成の面から捉えた。最後に、法制度の近代化が欧米諸国との治外法権の回復の交渉とどのように結びついたかを追求した。タイ国が治外法権を完全に回復したのは1937年と38年である。

はじめに

タイ国において社会全般が近代化の歩みを始めるのは、19世紀の半ばのラーマ4世、モンクット王の治世下においてであるが、本稿で取り上げる法制度の近代化は、主として19世紀の終わりと20世紀の初めに掛けてラーマ5世、チュラロンコーン王の治世下において、行なわれたものである。

タイ国社会の近代化への要請は、タイ国が欧米諸国との通商関係を深めるとともに切実なものとなり、近代化は必然的な動きとなってくることから、法制度の近代化について考察するに当たっても欧米諸国との対外関係の動向との関連において理解しなければならない。このような事情は、わが国の明治維新下における社会の近代化、法制度の近代化とも軌を一にするものである。

法制度の近代化は歴史的事実における一大転換であるから、近代化の内容や意義はそれ以前の時代における法制度と比較することによって、理解することができる。そのような観点から、本稿では法制度の近代化の意味を理解する上で必要とする範囲において、それ以前の時代の法制度についても触れることとする。

次に、法制度を考察しようとする場合に、対象とする範囲が問題となるであろう。それを広くとらえるならば、

- ① 法を制定すること（立法）、
- ② 法に則って政治を行なうこと（行政）、
- ③ 法を適用して紛争を解決すること（司法）、

という国家の有する三権能すべてが対象となるのであるが、本稿では主として①の立法と③の司法の面において考察することとしたい。

さらに、法制度が実質的に有効に機能するには、いかなる機関・組織で運用をしたらよいか、また、この機関・組織を構成する優秀な人材をいかにして教育し、養成するかも重要な課題である。このような問題にも触れることとする。

1. 近代化以前の時代における法制度

(1) スコータイ王朝の時代（1238～1350年）

タイ国では、その西部地域をチャオプラヤ川が北から南へと縦貫しているが、その中・下流域においてタイ人によって最初に建設された国家がスコータイ王朝である。タイの中央部にあって、スコータイとシー・サッチャナライの二都市を核とする国家である。

この王朝、第三代目の国王、ラームカムヘンによって1292年に制作されたとされる石碑文（ラームカムヘン王刻文）があるが、これは当時の法制度を知る上での重要な文献である⁽¹⁾。この碑文はイギリスのジョン王のマグナ・カルタに類似するタイの最初の憲法であるとされている。この刻文には人民の権利と自由を保護する内容の規定が含まれている。例えば、「象を取引したいと思う者は取引をすることができる。馬を取引したいと思う者は取引をすることができる。国王は税金を課さない。」というものである。また、この刻文には次のような法令が制定されている。「死者の財産はその子供達に移る。」また、「土地を耕していた者はその土地の権利を有する」と⁽²⁾。

さらに、住民間の紛争の解決の仕方として、「王宮の門には鐘が釣り下げられており、住民が国王に対して訴えを申し立てる場合にはその鐘を鳴らせばよい。鐘が鳴ると国王が現われて紛争の内容を尋ね、自ら問題を解決する。」というものである⁽³⁾。

国王は 国家の首領として国政を執行したのみならず、住民間の紛争をも自ら裁いたのである。ということは、スコータイ王朝では国王が自ら裁判をすることができるほどの規模、それは一部族が拡大してようやく国家と言える程度の規模に発展し、そこにおいて国王は絶対的な権力を振るったということであろう。

この時代のタイの社会は特にインドの文化と宗教の影響を受け、そこでの法の基本は古代ヒンズー法であるマヌ法典に由来するとされている。このヒンズー法がタイ固有の慣習、その他社会環境に適合するよう、また仏教の教えに適合するように修正がなされているのである⁽⁴⁾。

(2) アユタヤー王朝の時代（1350～1767年）

この王朝において法制度は発展した。早い時期に「ダーマサターム」と言われる法典がまとめられたが、この法典はマヌ法典に由来するものである。この法典は直接にアユタヤーに入ってきたものではなく、タイ族が現在のタイを支配する以前に、タイ西部からビルマ東部にかけて支配していたモン族の国家を経由してのものであった⁽⁵⁾。マヌ法典はモン族によってサンスクリット語からパーリー語に訳され、それをさらにタイ人がタイ語に訳したものである。

「ダーマサターム」は民事と刑事の両方を取り扱い、基本的には人民の自由と私権を定めている法である。さらに、この法典とは別に、これと並行して「ラジャサターム」と呼ばれる法ができた。こ

れは前任の国王が政治を行なう上で、実際に下された決定事項から発展してできた一連の法である。

アユタヤー王朝はチャオプラヤ川の中・下流域に成立した王国で、諸外国との貿易によって栄えた。当時の貿易の相手は、中国や日本のみならずポルトガル、オランダ、イギリス、フランスのようなヨーロッパ諸国からの商人達であって、この川に沿って各国の町が多く形成された。17世紀の初めに日本人町が形成されたのがその良い例である。

ナライ王（治世1657～1688年）の時期までにヨーロッパ諸国との貿易関係は良好に築かれたが、タイはこれらヨーロッパ諸国と結んだ一連の条約によってヨーロッパ人に対して治外法権の利益を与えている。そしてこの利益は、1688年に革命が起こり、それを契機にヨーロッパ人がタイから追放される迄続いたのである⁽⁶⁾。

この王朝において、国王は封建制度の下における絶対君主であって、土地法に関しては、すべての土地は国王が所有しており、私的な土地の保有者は単に占有ができるだけであって、所有する権利はなかった。その者はその土地を他人に譲渡することはできず、相続人にこれを相続させることもできない。またもし、土地を農地として使用するならば、税金を支払わなければならなかった。しかし、この土地所有に関する厳しい制度は次第に緩やかとなり、この王朝の末期においては、土地の保有者は完全なる所有者となり、それを自由に譲渡をすることができた⁽⁷⁾。

刑法に規定された罰則は厳しく、「目には目を、歯には歯を」式の報復的なものであった⁽⁸⁾。この残虐な刑罰が行なわれていたことが、訴訟手続きの不備とともに西欧諸国から治外法権の必要性を主張される大きな理由となった。

司法の責任者として、プロヒタと称する地位の者が国王から指名されたが、彼は裁判官であり、法の執行者でもあった。裁判の手続きとして、15世紀の中頃には司法裁判所の制度ができており、それは宮内省の下にあった。裁判は国王の名の下において行なわれたので、国の司法の最高の権威は国王に属していたのである⁽⁹⁾。

なお、アユタヤー王朝はビルマの攻撃によって二回征服された。1回目は1569年であり、2回目は1767年である。1回目の陥落においては、後にナレースエン王が再興を果たしたが、2回目の陥落においてはタークシン将軍がビルマ軍を反撃して、後にトンブリー（チャオプラヤ川を挟んでバンコクの対岸にある。）にトンブリー王朝を建国した。しかし、この王朝は一代、15年で幕を閉じた。この王朝の時代においては、いまだ戦争が継続していたこともあって、法制度においてアユタヤー時代のそれと比較して新たな展開はなかった。

（3）初期のチャックリ王朝、ラーマ3世の時代迄（1782～1851年）

ラーマ1世は、アユタヤー王朝の時代に由来するすべての法を見直すべく委員会を設置し、その結果として1805年に改正法典が完成した。それは6巻本からなるが、原本である最初の3巻に各々ライオン、象及び蓮のシールの印影があるため、“The Laws of the three Great Seals”と呼ばれている。この法典は当時の民法、刑法を再編集した以上のものであって、後のラーマ5世の治世において、法及び裁判制度の大改革が行なわれるまで有効であった。

ラーマ2世(1809～1824年)及びラーマ3世(1824～1851年)の治世においては、目立った立法活動はなかった。

2. ラーマ4世及び5世の時代における法制度の改革

(1) ラーマ4世、モンクット王の時代(1851～1868年)

19世紀の後半になると、タイの社会は欧米諸国からの通商、外交及び軍事面での圧迫の下で大きな変化が生じ、もはや1805年の改正法典を適用することは著しく不都合な事態となってきた。

19世紀の初めになって、タイは欧米諸国と友好関係を再開し、ラーマ3世の治世においてイギリス及びアメリカとの間で最初の友好通商条約を締結したが、これは相互主義に基づくものであった。ただし、通商面においてかなり制限的で、欧米諸国との接触を最小限に止めようとする消極的なものであった。それはタイとすれば、貿易を自由化することによって国や王室に対してあらたに経済面、財政面において制限をもたらす、あるいは負担となることを恐れていたからである。

タイはイギリスと1855年4月に友好通商条約を締結した。これを通称ボウリング条約と言うが、これはイギリス側の交渉代表者ジョン・ボウリング卿の名前に由来する。この条約の締結を契機として、タイは1856年から87年迄の間に次の諸国ともイギリスと同様の条約を締結した。即ち、アメリカ、フランス、デンマーク、ポルトガル、オランダ、ドイツ、スウェーデン、ノルウェー、ベルギー、イタリア、オーストリア・ハンガリー、スペイン及び日本である。

タイはこれらの条約によって、これらの諸国との貿易を開放したのであるが、次の二点において著しく国益を害することとなる、いわゆる不平等条約であった。即ち、

- ① これら諸国に領事裁判所の設置を認める。このことは、これら諸国に治外法権を認めたことであり、タイ国は司法権の独立を明け渡したことを意味する。
- ② 輸入関税を一律3%に制限したこと。これは、これら諸国に対して関税自主権を喪失したことである。

欧米諸国がタイ国に対して治外法権の享受を主張したのは、当時のタイにおいて法及びそれに基づく裁判が現実において、欧米諸国人の生命・身体と財産の安全を守るには不十分であると感じたからである。特に犯罪事件において、犯人を自白させるために苛酷な拷問が行なわれていたことなどが問題であったからである⁴⁰⁾。

しかしながら、タイ国が欧米諸国に対してこの治外法権を認めたことは、タイの独立国家としての威信を大いに傷つけることとなった。それは条約を締結したこれら欧米諸国の人々はタイの裁判所の管轄権を免れることとなり、当該国の法が適用される当該国の領事裁判所の裁判を受ければよかったからである。そのためこの制度は、これら欧米諸国人によって不当に取り扱われたタイ人に対して不正を強いることとなった。しかも、治外法権の対象となるこれら欧米諸国人の範囲としてイギリス及びフランスに関しては、この二国がアジアにおいて植民地や保護領として統治している地域の住民にまで拡大して解釈したことが、問題を大きくしたのである。

ラーマ4世はイギリスを初めとして多くの欧米諸国と友好通商条約を結んだが、このことは彼がタ

イを取り巻く国際情勢を客観的に良く認識をした上で判断したことであった。イギリスに関して見るならば、西隣りのビルマはイギリスと2回の戦争（1回目は1824～26年，2回目は1852～54年）を行なって敗れているし、マレー半島においてはイギリスは既に海峡植民地を建設していた。また、中国・清はイギリスとアヘン戦争（1840～42年）を行い、大きな打撃を受けている。このような状況下において、タイはイギリスと対等に戦うことなどは全く無理なことである。従って、ラーマ4世の対イギリスとの外交の基本方針は友好ということにならざるを得なかった。ただし、イギリス一国とだけ友好関係を持ち、それを特別に優遇するとなると、そのうちそれに支配され、征服されてその結果として国家としての独立を失う恐れがある。このような事態が生じるのを防ぐ観点から、多くの国々と友好関係を保ち、これら諸国に等しく経済的利益を与えて全体としてバランスをとって、自国の安全を確保しようとしたものであった。

（2）ラーマ5世、チュラロンコーン王の時代（1868～1910年）

ラーマ4世の急死によって、その長男のチュラロンコーン王がラーマ5世として1868年に即位したが、彼は当時まだ16才であったため、その後1873年迄の5年間摂政政治が行なわれた。従って、ラーマ5世が自ら政治を行なうようになったのは1873年以降のことである。

そこで、王が緊急に実行すべき事項は政府機構の刷新であった。それまでは伝統的な、保守的な官僚政治が行なわれており、近代的な法典もない状態であったからである。法制度の面では、近代的国家にふさわしい法律を制定し、また裁判制度を抜本的に改革する必要があった。

この法制度の改革は、先に述べた欧米諸国との不公正な条約関係を早急に廃棄しようとする意図と密接に関連していたのであるが、その目的を達成するには当時のタイにおいて行なわれていた裁判には制度的に、また事実上次のような問題があって、これを克服しなければならなかったのである。即ち、

- ① 裁判所がいくつかの行政省に分散していたので、裁判管轄権が重複していたり、どの裁判所が管轄するのか不明確であった。また、訴訟手続きは複雑で、技術的であり時間の掛かるものであった。そのために、保留されていたり遅延している事件が多く、正義の実現が適切に行なわれていなかった。

行政省の長は行政業務と司法業務の両方の責任者であった。その者は裁判所の首席裁判官でもあった。地方においては、各町の長官が行政の長であるとともに司法の長でもあった。ここでは、行政と司法とが未だ分離・独立していなかったのである。

- ② 犯罪事件において、犯人は無罪が証明されるまでは有罪扱いであった。無罪の証明のため火の中、水の中を潜らせたり、犯人に自白を強要するため多くの伝統的な残虐行為が行なわれていた。また、刑罰も苛酷なもので、アユタヤー時代以来の「目には目を、歯には歯を」というような報復的なものであった。

ある犯罪事件において、犯人を逮捕できなかった場合にはその者と近い関係にある親族がその者の代わりに処罰されることも行なわれていた。

ラーマ5世が行なった法制度の改革を具体的な項目に従って整理すると次のようになる。

1. 司法省の設置（1892年）

この省で近代的な司法行政が行なわれるようになった。

裁判所に関しては、それらは従来いくつかの行政省に分散して設置されていたが、それを司法大臣の管理下に集中・統合を行なった上で、再編成をした。これは、司法権を行政権から分離して独立させたことである。ただし、軍事裁判所だけは防衛省の管轄に残された。

この省において古い法の改訂作業が行なわれた。法を包括的に改訂し、近代的な法典化がなされれば欧米諸国も治外法権の撤廃に合意するであろうと考えられたし、また、実際に欧米諸国は主要な法律の法典化をその撤廃の条件としたのであった。この法の包括的な改訂という目的を達成するため、必要に応じて法典編纂委員会が設置されている。この委員会の委員は外国人とタイ人の両方の法律家達であった。

法体系を近代的なものとするために、西欧法を導入することとなるが、その場合にその法とは具体的にはイギリス法なのかヨーロッパ大陸法なのかという問題が生じることになる。なお、このような問題はわが国が明治時代に西欧法を継受しようとした場合にも同じように生じたことである。

タイとすれば、本来ならばイギリス法を導入することが好ましかったはずである。ラーマ4世の治世以来、欧米諸国の中ではイギリスと一番関係が深く、そのため王族や高級官僚の子弟を初めとしてその他多くの優秀な若者がイギリスで法律学を学んだことから、イギリス法に通じている者が多かった。また、商法分野では既にイギリス法が導入されてもいたからである。しかし、立法者の立場からするとイギリス法は導入するのに誠に難しい法体系である。イギリス法は、いわゆるコモン・ローに基づき個々の判例の積み重ねとして発展してきたものであるから、その法はイギリス社会に特有なものである。従って、これを社会環境の全く異なる他の社会にそのまま、しかも法典という形で移すことは全く現実的ではないのである。このような事情から、一部の商事法分野、例えば為替手形や破産法分野を除いて、民法、刑法のような一般法分野においてはヨーロッパ大陸法を導入することとなった。その法は誰でも法を容易に見出だすことができる法典の形をなして、ローマ法に基づく法の原理が論理的に、かつ明確に規定されているのである。

2. 法典の編纂

(1) 刑法典、1908年制定

これは最初にできた法典であるが、ヨーロッパ大陸法に基づいている。特に、フランス、イタリア、インド及び日本の刑法の影響を受けている。

この刑法には、次の6種の刑罰が定められている。即ち、

- ① 死刑、 ② 懲役、 ③ 罰金、 ④ 居住制限、 ⑤ 国家への財産の没収、
- ⑥ 治安維持のための保証金、である。

この法律は、以後若干の改正がなされたもののほとんど半世紀間効力を保持し、1956年制定の刑法

に代わった。

(2) 訴訟の手続きに関しては、次の諸法律が制定された。

- ① 証拠法, 1895年制定
- ② 地方における裁判所組織法, 1895年制定
- ③ 暫定刑事手続法, 1896年制定
- ④ 暫定民事手続法, 1896年制定

①の「証拠法」と二つの手続法は、主としてイギリス法を基本としており、②の「地方における裁判所組織法」は、部分的にフランス法をモデルとしている。その後、この法律は1908年に「裁判所組織法」に代わった。また、④の法律は同じく1908年に「民事手続法」に代わった。

③の法律に関しては、その後「控訴裁判所への手続規則」や「最高裁判所への手続法」等の法律によって補充されている。

20世紀に入ると、法典編纂事業の主要な課題は民商法典、刑事手続法典及び民事手続法典の法案作成ということになったが、これらの法典はラーマ5世の治世中には制定されなかった。

なお、ラーマ5世の立法に関する業績で忘れてならない事として、奴隷制度の廃止に関する諸法令を制定したことが挙げられる。1874年に最初の奴隷廃止令を発布したが、それは彼がタイでは奴隷制は廃止されなければならないと考えたためである。当時7種類の奴隷がいたとされている。ただし、奴隷を所有している領主、大地主等の抵抗を緩和するため、奴隷の解放については漸進策が採られ、その後何回か法令が出されて次第に奴隷の地位は向上したが、最終的に奴隷制度は1905年の廃止令によって完全に廃止されることとなった。

もっとも、奴隷廃止の法令の完全なる実施は直ちに達成されたわけではないが、奴隷制度は次第に消滅し、これによって多くの農民が奴隷としての身分から解放されたのであった⁽⁴⁾。

ラーマ6世、ヴァジラブダイ王の時代(1910～1925年)においても、法制度の改革の事業は社会、政治制度の改革とともに精力的に行なわれた。この王の治世下で制定された主要な法律は次のようなものである。

- ① 軍事刑法典, 1912年制定
- ② 国籍法, 1913年制定
- ③ 商標及び商号法, 1924年制定
- ④ 民商法典の最初の2編(総則と債務), 1925年制定

次のラーマ7世、プラジャドヒボック王の治世(1925～1935年)において、1932年7月に軍人と文人グループによるクー・デタが起こり、無血革命が成功した。それによって従来の絶対王政は廃止されて立憲体制に移行することとなった。

革命以前の時期において、民商法典の第3編「契約」及び第4編「財産」が制定されたが、それ以外には特に目立つ立法はなかった。

立憲体制に移行してからは、タイの社会全般に亘って西欧流による近代化のスピードが加速することとなった。法典編纂事業についても最終段階を迎えることとなり、次の法律が制定された。

① 裁判所組織法, 1934年制定

各裁判所はそれぞれの管轄に従ってクラス分けがされた。

② 民商法典, 1935年制定

この法典は、ここによりやく完成したが、その作業は開始から実に30年以上も要したのである。これは、次の6編、合計1,755条から成る大部なものである。

第1編「総則」、第2編「債務」、第3編「特定契約」、第4編「財産」、第5編「家族」及び第6編「相続」、である。

ここには、民事及び商事に関する一般的な規定が網羅されているのであるが、項目としては、人、能力、住所、債務、不法行為、売買、抵当権、賃貸借、代理、小切手、パートナーシップ、会社、その他の特殊な契約、財産、結婚と離婚、遺言と無遺言死亡とに区分されている。

この法典は近代の法概念の結晶とも言えるもので、特にフランス、ドイツ、日本、スイスの法から影響を受けている。尤も、夫婦関係や相続に関する事項などこの国の優れた制度や慣習は十分に保持されている。簡潔にして、しかも包括的な内容のものであり、優れた業績であると内外から高く評価されている。

③ 刑事及び民事手続法典, 1935年制定

この法律は基本的には過去の経験と西欧諸国での実践とをベースにしており、正義が十分に確保される内容となっている。手続きは技巧的ではなく簡潔であり、かつ明確な方向付けがなされている。

以上のように、懸案であった法典のすべてが西欧の法概念に則ってここに完成したことになる。欧米諸国に対して、条約によって認めてきた治外法権の制度を廃止するための条件が整ったことになる。かくして、治外法権の制度は最終的に欧米諸国と1937年と38年に条約を締結して廃止となった。ここで漸くタイ国の裁判所はその管轄権を何らの制限を受けることなく、完全に行使できることとなった。

3. 法学教育

ラジブリダイレクリディア皇子 (Prince Rabi of Ratchaburi) はラーマ5世の息子であるが、彼はタイ国近代法の創設者として崇められている。彼はイギリスのオックスフォード大学で法学を学び、彼自身第一級の法律家である。1897年から1910年の間、司法大臣 (第3代目) の地位にあって、司法行政を近代化するとともに、法制度の改革を行なうにあたり全般に亘って指導的役割を果たしてきたが、司法権の独立のために大いに尽力したことでも知られている。

彼の具体的な業績の一つとして、1897年に法律学校を創設し、初代の校長に就任したことが挙げられる。法制度の改革に当たっては多くの困難な問題があったが、その一つとして裁判官の任命の問題があった。非常に多くの司法上の地位を有能な法律家によって早急に配置される必要があったためである。この需要に応え、将来の多くの優秀な法律家を養成するために、法律学校が司法省内に設立されたのである。

この学校は、その後チュラロンコーン大学法学部及び道德・政治科学大学、後のタマサート大学法学部へと発展している。

なお、彼の司法制度の近代化を行なった偉大なる功績を記念して、彼の命日である8月7日は「ラビの日」と呼ばれている。毎年この日には、多くの法律家、法学生達が司法省の前に建立されている彼の像に集まり、花輪を置き、賛辞を呈してその功績を讃えている⁴⁴。

4. 裁判所の組織・構成

1908年に制定された裁判所組織法によって、それまでいくつかの行政省に分散していた16の裁判所は廃止されて、新たに6種の裁判所が設置された。その内、最高裁判所は国王に対して直接に責任を負い、その他の裁判所は司法省の下に設置された。その他の裁判所は次の通りバンコクにおけるものと、地方におけるものとの二つに区分された。

(1) バンコクにおける裁判所

次の5種類の裁判所が設置された。

- ① 控訴裁判所
- ② 民事裁判所
- ③ 刑事裁判所
- ④ 行政裁判所
- ⑤ 国際裁判所

控訴裁判所は、バンコクでの控訴審及び地方の上告審を管轄した。②～⑤の四裁判所はいずれも第一審の裁判所である。行政裁判所は民事、刑事の事件ともに簡易なものについての管轄権を有した。

(2) 地方における裁判所

次の3種類の裁判所が設置された。

- ① 巡回裁判所
- ② 地区裁判所
- ③ 行政裁判所

地区裁判所は民事及び刑事事件の第一審裁判所である。巡回裁判所は民事及び刑事事件の第一審及び控訴審を管轄した。なお、上告はバンコクにおける控訴裁判所に対して行なうこととなる。行政裁判所は、バンコクにおけるものと同じく、民事及び刑事事件ともに簡易なものについての管轄権を有した。

最高裁判所は最終審の管轄裁判所である。この裁判所は訴訟事件から生じた問題に関して、王室の助言を求めることができた。

国際裁判所はタイ人とヨーロッパ人の裁判官によって構成され、タイと条約を締結している欧米諸国の国民に対して第一審の管轄権を有した。第二審は条件付ではあるが控訴裁判所が管轄した。

なお、国際裁判所及びそれ以外の裁判所ともに、その後に組織や管轄に関して多くの変更が加えられ、改善がなされている。

1932年に起こった革命によって、政治体制はそれまでの絶対王政から立憲王政へと変更されたが、司法権は法律に基づいて設置された裁判所によって、国王の名の下に行使されるようになった。裁判官は法に基づいて審理を行い、判決を下すに当たって完全な独立が保証された。

最高裁判所は司法省の下に置かれ、もはや国王に対して直接に責任を負うことはなくなった。その他の裁判所は一連の裁判所の組織に関する法律によって再組織化が行なわれた。

国王はもはや独自の権力を持つ最高の裁判官ではなくなったが、犯罪者に対して刑を免除したり、軽減をする恩赦を与えることはできた。ただし、この大権も内務大臣の助言に基づいて行使されることになった。

3. 治外法権の廃止への闘い

ラーマ4世の治世に欧米諸国と締結した友好通商条約において、タイ国がこれら諸国に対して治外法権を認めたことについては、既に述べた。これによってタイにおけるこれらの諸国民は、タイ国の裁判所の管轄権に服することなく、当該国の領事が裁判管轄権を有することとなった。この治外法権の具体的内容については、その後の交渉によって種々修正が加えられ、最後には完全に廃止することに成功するが、それはタイ国における長年の条約改正への努力によるものである。

(1) 当初、タイがイギリスとボウリング条約を締結した時、イギリス人とはイギリスで生まれたイギリス市民を意味していた。少なくともタイ国では、イギリスの植民地や保護領におけるアジア人をイギリス人とは見ていなかったのである。1856年にタイがフランスと締結した条約におけるフランス人についても同様であった。ところが、イギリスとフランスはインドシナ半島において植民地と保護領とを支配していたことから、ともにそれらの地域の人々もイギリス人、フランス人に該当すると主張した。例えば、ビルマ人、マレー人、海峡植民地生まれの中国人はイギリス人である、またアンナン人はフランス人であると。従って、彼等が法律問題に関係した場合には、タイの裁判所ではなくそれぞれの領事裁判所へ行けばよい、ということであった。結局のところタイは治外法権の対象となる人の範囲について、イギリス及びフランスの解釈に従わざるを得なかった。

(2) チェンマイを中心とするタイ北部地方において、多くのビルマ人と少数のイギリス人とが木材産業に従事していたが、この地域での犯罪を予防する見地から、タイはイギリスと1883年に領事裁判手続きに関して次のような特別の取り決めをした。それは、

- ① イギリス人を含む民事・刑事事件はともにタイの裁判官が判決をする。ただし、イギリス領事は裁判の審理中にそれに参加することができ、正義の実現のため提案をすることができる。

イギリス人が被告の場合に、その者はその事件をイギリス領事裁判所での審理と判決とを要求することができる。

要するに、イギリスの領事が同席したタイの裁判所で裁判が行なわれたということである。

- ② 控訴審はバンコクで行なわれるが、そこではタイの裁判官とイギリス領事とが検討し、イギリス人が被告の場合にはイギリス領事が判決をする権限を持った。

このような取り決めをしたのは、タイの地方において領事裁判を行なうに当たっての困難さによる

ものであった。なお、タイはフランスとも1886年にルアン・プラバン地方に関して、イギリスと同様の条約を締結している。

(3) タイはイギリスと1899年にアジア人であるイギリス人についての登録の制限について条約を締結した。その内容は、アジア人ではないイギリス人はその子と孫とをイギリス公使館で登録をすることができた。然るに、アジア人であるイギリス人はその子のみを登録することができ、孫はタイ人とみなされた。この条約と同様の条約がフランスとの間で1904年に締結され、1905年にはデンマーク及びイタリヤとの間でも結ばれた。

(4) タイはイギリスと1909年に治外法権に関して次のように合意をした。即ち、

既にイギリス人として登録をしているヨーロッパ人とアジア人とはタイの国際裁判所の管轄下に入る。また、タイの法典のすべてが完成した後は、タイ人と同様にタイ裁判所の管轄下に入る。将来においてイギリス人として登録される者はヨーロッパ人もアジア人もタイ裁判所の管轄下に入るが、そこではイギリス人が被告となっている事件についてはヨーロッパ人の法律顧問が裁判をする。

要するにイギリスはアジア人であるイギリス人のみならずヨーロッパ人についても領事裁判権を放棄したのである。これは欧米諸国の内で最初のことであった。

1913年にデンマークはタイと治外法権に関して条約を結び、イギリスと同様の内容で領事裁判権を放棄した⁴³。

(5) ラーマ6世の偉大な業績として、欧米諸国との条約の改正が達成されたことが挙げられる。

1914年8月に第一次世界大戦が勃発すると、タイ政府は中立を宣言したが、1917年7月に連合軍側に立って参戦し、勝利を収めた。1919年にヴェルサイユで講和会議が開かれ、これに出席したタイの代表団は欧米諸国との不平等条約はタイにとって非常に不公正であることを強く訴えたが、アメリカの大統領ウイルソンはこのアペールを支持した。そして、アメリカとの間で条約改正の交渉が開始されることとなった。

他方において、タイはドイツ及びオーストリア・ハンガリーに対しては治外法権を破棄した。1919年7月に連合国とドイツとの間で平和条約が締結されたが、その中でドイツはタイとそれ迄に締結した諸条約、協定類及びそれらから生じる権利、特権等は治外法権をも含めて1917年7月22日をもって終了していることを認めたのである。オーストリア及びハンガリーについても同様であった。

かくしてタイはドイツ、オーストリア及びハンガリー人に対する裁判管轄権を回復することができた。彼等はすべての事件に関して、タイ人と同様にタイの通常の裁判所の裁判を受けることとなった。

アメリカとの条約改正の交渉は、タイにとって事件の管轄の移送権に関していくらか譲歩をしたものの、良い結果をもたらし、1920年12月に新条約が締結された。この条約は1856年の条約に代わるものであったが、この条約において治外法権に関して次のような取り決めがなされた。

① アメリカ国民が今迄タイにおいて確立してきた裁判管轄の制度及びこの制度に付属してアメリカ国民がタイで享受してきた特権や免除は完全に終了し、以後はアメリカ人及びその企業、等はタイの裁判所の管轄権に従う。

② タイのすべての法典（刑法典，民商法典，民事及び刑事手続法典及び裁判所組織法）が制定・発効し，その後5年間経過する迄はアメリカは外交官あるいは領事を通じて，タイの裁判所に係属中のアメリカ国民，企業等が被告であるすべての事件について管轄の移送権を行使することができる。ただし，最高裁判所に係属している場合は除かれる。アメリカが管轄の移送権を行使した場合には，当該の裁判はアメリカの外交官または領事による裁判に移送され，タイ裁判所は管轄権を失う。移送された事件はアメリカ法によって処理される。

③ アメリカの国民，企業等による控訴についてはバンコクにある控訴裁判所において行なわれる。法律問題に関する控訴は控訴裁判所から最高裁判所に対してなされる。

然るに，アメリカとのこの条約は最恵国条項があったために直ちに適用することができず，それが効力を発揮するには他の欧州諸国との条約が同様に改正される必要があった。

その後，日本は1924年に新条約を締結し，1920年のタイとアメリカとの条約と同様に領事裁判制度を放棄した。また1925年にはフランスとの間で新条約が締結された。さらに同年，イギリス，オランダ，スペイン，ポルトガル，デンマーク及びスウェーデンが，1926年にはイタリア，ベルギー・ルクセンブルグ関税同盟及びノルウェーがそれぞれタイと条約を締結して，領事裁判権を返還している⁶⁴。

1920～26年の間に締結されたこれらの諸条約の内容を要約すると次のようになる。

① タイにおいて治外法権は廃止され，外国人はタイの裁判所の管轄下に入った。ただし，外交官または領事は，その国民が被告で正義が求められている場合には管轄の移送権を有した。ただし，事件が最高裁判所に係属している場合には移送はなされない。この移送権は，タイのすべての法典が制定され，施行されて後5年間は有効である。

② タイは関税の自主権を，いくつかの条件付ではあったが，回復することができた。

かくして，タイの長年に亘る努力が実り，治外法権が完全に撤廃されるのも目前に迫ってきたのである。

最後に，タイでは1935年に民商法典が制定され，法制度の改革が完成したが，これをもってタイ国政府は欧米及び日本の14カ国の全条約国に対して治外法権の廃止を通知した。これら諸国は，1937年と38年に新たな条約を締結することによって治外法権をタイ国に返還した。以来，タイの裁判所はすべての外国人に対して完全なる裁判管轄権を有しているのである。

注

(1) 石井米雄，桜井由躬雄編（1999）『東南アジア史①』山川出版社，p. 159.

(2) Vicha Mahakun (1981), The Legal System of Thailand, The 7th Lawasia Conference, Bangkok, p. 21-22.

(3) Centenary of the Ministry of Justice (1992), p. 3.

(4) The Administration of Justice in Thailand (1967), The Thai Bar Association, p. 1.

(5) モン族のタイ側における国家としては，ナコンパトムを中心としてチャオブラヤ川下流域に7世紀から9世紀に掛けて栄えたドヴァーラヴァティ王国と，タイ北部のランブーンを中心として8世紀から12世紀に掛けて栄えたハリブンチャイ王国とがある。小野澤正喜編（1994）『タイ』河出書房新社，p. 115 参照。

- (6) The Administration of Justice in Thailand (1967), p. 14.
- (7) Vicha Mahakun (1981), The Legal System of Thailand, The 7th Lawasia Conference, Bangkok, p. 22.
- (8) Ibid.
- (9) Centenary of the Ministry of Justice (1992), p. 3.
- (10) Legal Systems in the Asian Region, Asian Law Association, p. 76.
- (11) Riggs, Fred W (1966), The Modernization of Siam and Burma, Honolulu, East West Center, p. 58.
Rong Syamananda (1986), A History of Thailand, Chulalongkorn University, Thai Watana Panich Co., Ltd.,
p. 126.
- (12) Centenary of the Ministry of Justice (1992), p. 1.
- (13) Rong Syamananda (1986), A History of Thailand, p. 143.
- (14) Rong Syamananda (1986), A History of Thailand, p. 158.
上東輝夫 (1982), 『タイ王国』, 原書房, p. 65-66.
石井米雄, 桜井由躬雄編 (1999), 『東南アジア史①』, p. 422, p. 431.

参考文献

- 石井米雄, 桜井由躬雄編 (1999), 『東南アジア史①』, 山川出版社.
- 上東輝夫 (1982), 『タイ王国』, 原書房.
- 小野澤正喜編 (1994) 『タイ』, 河出書房新社.
- Asian Law Association, Legal Systems in the Asian Region.
- Centenary of the Ministry of Justice (1992).
- Vicha Mahakun (1981), The Legal System of Thailand, The 7th Lawasia Conference, Bangkok.
- Riggs, Fred W. (1966), The Modernization of Siam and Burma, Honolulu, East West Center Press.
- Stiffin, William J., (1966), The Thai Bureaucracy: Institutional Change and Development.
- Rong Syamananda, (1986), A History of Thailand, Chulalongkorn University, Thai Watana Panich Co., Ltd.
- The Thai Bar Association, (1967), The Administration of Justice in Thailand.
- Wyatt, David K. (1982), Thailand: a Short History, New Haven and London, Yale University Press.